

◎避難検証により適用が除外される避難関連規定

項目	条	項	規定の概要	階避難安全性能を有するもの	全館避難安全性能を有するもの
防火区画	112	5	11階以上の100m <sup>2</sup> 区画	—	○
		9	竪穴区画	—	○
		12	異種用途区画	—	○
		13	異種用途区画	—	○
避難施設	119		廊下の幅	○	○
			直通階段までの歩行距離	○	○
	123	1	避難階段の構造 第1号 耐火構造の壁 第6号 防火設備	—	○
		2	屋外避難階段の構造 第2号 防火設備	—	○
		3	特別避難階段の構造 第1号 付室の設置 第11号 付室などの面積	○	○
			第9号 防火設備	○*	○
			第2号 耐火構造の壁	—	○
	124	1	物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅 第2号 階段への出口幅 第1号 避難階段等の幅	○	○
			—	○	
屋外への出口	125	1	屋外への出口までの歩行距離	—	○
		3	物品販売業を営む店舗における屋外への出口幅	—	○
排煙設備	126-2		排煙設備の設置	○	○
	126-3		排煙設備の構造	○	○
内装制限	129		特殊建築物の内装（第2、6、7項および階段に係る規定を除く） 自動車車庫等、調理室等	○	○

※屋内からバルコニーまたは付室に通ずる出入口に係る部分に限る

- 以下の項目は、避難安全検証法を適用しても緩和されません。
- ・面積区画
- ・2以上の直通階段の設置
- ・重複距離
- ・避難階段の設置
- ・非常用ELV付室の面積
- ・階段の蹴上げおよび踏面寸法